

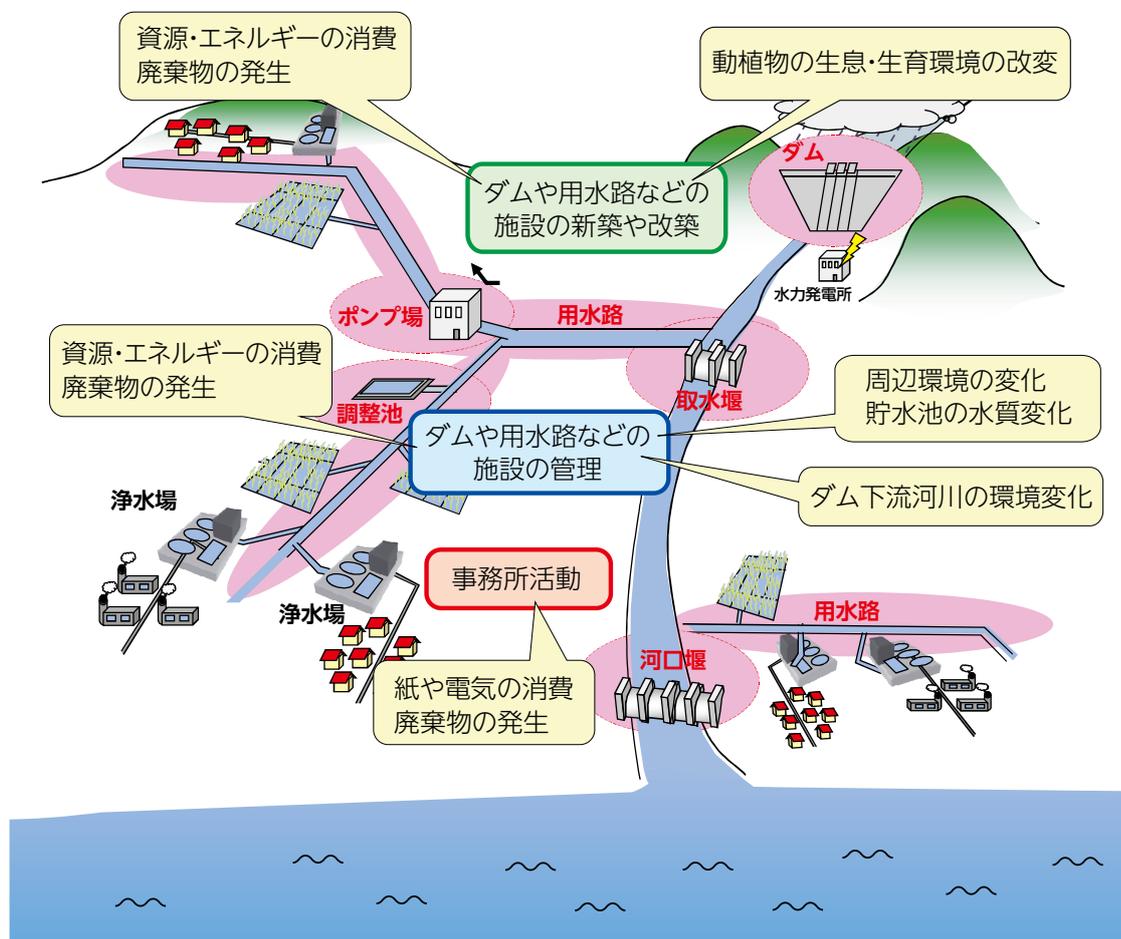
1 事業と環境の関わり

水資源機構の事業実施にあたっては、環境に対して下の図のような影響を与えます。

例えば、ダムや用水路などの施設の新築や改築には、動植物の生息・生育環境の改変、資源・エネルギーの消費、廃棄物の発生などが伴います。

また、ダムや用水路などの施設の管理には、周辺環境の変化、貯水池の水質変化、ダム下流河川的环境変化などが伴います。さらには事務所活動においても、紙や電気の消費、廃棄物の発生が伴います。

そのため、機構では、業務を運営するにあたって12・13ページに示す環境方針を策定しています。



○ : 水資源機構の事業実施範囲

I 事業の概要

II 環境保全の方針

III 環境保全の取組の体制

IV 環境保全の取組

V より良い環境報告書を目指して

2 SDGs (持続可能な開発目標)への貢献

SDGs (持続可能な開発目標: Sustainable Development Goals:)とは、2015年の国連サミットにおいて、すべての加盟国が合意した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられたもので、地球上の「誰一人取り残さない (leave no one behind)」を持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。

2030年を達成年限とし、気候変動、エネルギー、水・衛生、保健などに関する17のゴールと169のターゲットから構成されています。

水資源機構は環境保全の取組を通じてSDGsの達成に貢献していきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



トピックス

SDGs債の発行と様々な広報

水資源機構は、令和2年度に気候変動への適応を目的とするSDGs債（サステナビリティボンド）として国内初の発行を行い、令和4年度で3回目となりました。発行するにあたり、投資家説明会、ニュースサービスによる情報提供をはじめ、個別投資家説明会、公益法人向け情報誌への掲載など、丁寧なIR活動を実施することにより、前回に引き続き多くの応募がありました。



投資家説明会（令和4年10月6日）

3 環境方針・環境行動計画

水資源機構では、業務を運営するにあたって、環境に配慮すべき基本理念及び基本方針を環境方針として策定しています。また、機構の事務・事業活動に伴う環境負荷の一層の低減を実効的・総合的に推進するため、環境行動計画として5つの基本方針に基づき19項目の取組事項を定めています。

これらは水資源機構中期計画、温室効果ガスの排出抑制等の計画において、推進していくべき環境保全に関する取組事項を踏まえて定めたものです。

<p>〔基本方針〕</p> <p>5つの方針</p>	<p>1. 環境保全に配慮した取組の推進</p> <p>事業実施区域及びその周辺の環境の適切な保全を図るため、環境保全に配慮した設計、施工、管理を実現するための取組を総合的に推進します。</p>	<p>〔環境行動計画〕</p> <p>19の取組事項</p>	<p>1-1 自然環境の保全</p> <p>① 自然環境調査・環境影響予測の実施、環境保全対策の実施 ② 環境巡視・環境保全協議会の実施 ③ ダム下流等の河川環境の改善</p> <p>1-2 水質の保全</p> <p>④ 水面巡視、水質調査等による日常的な水質情報の把握 ⑤ 水質保全対策設備の運用技術向上</p>	<p>2. 環境負荷低減の取組の推進</p> <p>建設副産物の抑制やリサイクルを推進するとともに、既存施設の一層の効用を発揮するため、再生可能エネルギー及びバイオマスの有効活用を進めます。</p>	<p>2-1 循環型社会形成に向けた取組</p> <p>⑥ 再生可能エネルギーの有効活用 ⑦ 電気使用量、燃料使用量の抑制 ⑧ オフィス活動における紙使用量、廃棄物排出量の抑制 ⑨ 流木・刈草等のバイオマスの有効活用 ⑩ 建設副産物リサイクルの推進 ⑪ 環境物品等の調達、環境配慮契約法に基づく契約の推進</p>	<p>掲載頁</p>	<p>P36～46</p>	<p>P28～35</p>			<p>関連するSDGs</p> 
----------------------------	---	--------------------------------	---	---	--	------------	---------------	---------------	---	---	---

【基本理念】

私たちが水資源機構は、ダムや用水路などの施設を適切に建設管理することにより、国民生活や産業の基盤である水を安定的に供給するとともに、洪水などの災害から人々の生命や財産を守る事業を実施しています。こうした事業の実施を通して、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築や地球環境保全に資することが当機構の社会的責務であるとの認識に立ち、独自の環境マネジメントシステム(W-EMS)（ウィームス）を運用し、継続的に事務・事業活動が環境に及ぼす影響を把握、評価及び改善するとともに、環境関連法令等を順守し、環境負荷の低減と良好な環境の保全・創出に努めます。



I 事業の概要

Ⅱ 環境保全の方針

Ⅲ 環境保全の取組の体制

Ⅳ 環境保全の取組

V より良い環境報告書を目指して

<p>5. 環境関連法令等の順守</p> <p>環境汚染を予防し、良好な環境の保全や創出を図るため、環境関連の法令等や当機構が定めた指針を順守します。</p>	<p>4. 社会とのコミュニケーション</p> <p>環境保全に配慮した取組や環境に関わる情報を積極的に公表します。また、地域社会の一員としての地域での環境保全活動への参加・協力などにより、社会とのコミュニケーションを図ります。</p>	<p>3. 環境保全意識の向上</p> <p>環境教育などを通じて、環境に対する意識と知識の向上を図り、職員一人ひとりが積極的に環境保全に取り組みます。</p>
<p>5-1 環境関連法令等の順守</p> <p>⑱ 環境関連法令等の順守</p>	<p>4-3 環境保全活動と地域交流への取組</p> <p>⑯ 地域での環境保全活動への参加 ⑰ 流域内の森林保全への協力 ⑱ 水系全体の水質改善に向けた関係機関との連携等</p>	<p>4-1 環境に関する情報の発信</p> <p>⑭ 広報誌、ホームページ、イベント等での環境情報発信</p> <p>4-2 地域に密着した施設・水辺空間</p> <p>⑮ 景観に配慮した施設整備</p>
<p>P15</p>	<p>P53</p>	<p>P47・48</p>
<p>15 陸の豊かさも守ろう</p>	<p>15 陸の豊かさも守ろう</p> <p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p>	<p>11 住み続けられるまちづくりを</p> <p>15 陸の豊かさも守ろう</p>